

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(平成22年5月20日)

第七条 研究機関は、ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞から作成した生殖細胞を譲渡する場合には、当該生殖細胞の取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法において次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。

一 生殖細胞は、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられること。

イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発

二 生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。

三 (以下略)

ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成に関する指針について

平成22年5月

文部科学省
生命倫理・安全対策室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

1. ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成について

●ES指針の制定(平成13年)以降、ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成は禁止。

●科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会の考え方(平成21年2月)

①ヒトES細胞、ヒトiPS細胞等からの生殖細胞の作成は、容認することが適当。

※生殖細胞の作成は、その分化過程を研究することにより、生殖細胞に起因する不妊症(例：早発閉経、精子の形成異常・成熟障害)や先天性の疾患・症候群の原因解明等に有用。

②ただし、作成された生殖細胞を用いたヒト胚の作成は、当面禁止することが適当。

③容認に当たっては、関係指針の整備が必要。

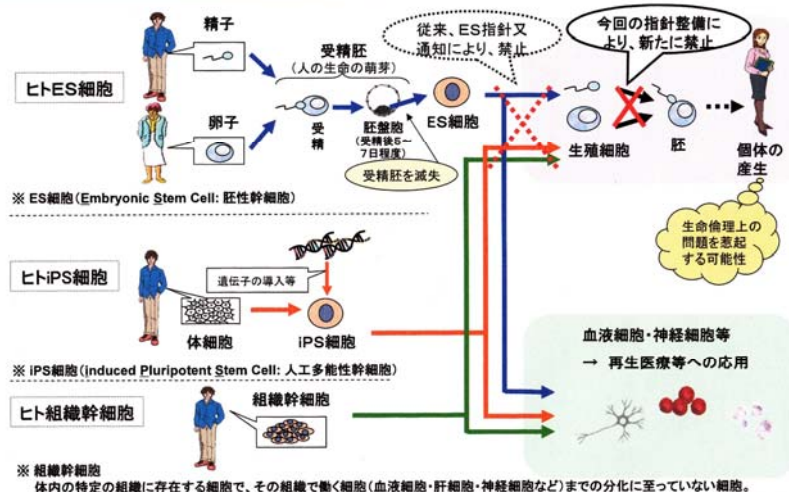
●平成22年5月、関係指針※を公布・施行。

※「ヒトES細胞の使用に関する指針」(全部改正)

「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」(一部改正)

「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」

2. ES細胞、iPS細胞、組織幹細胞を用いた生殖細胞の作成について



Ⅲ. ヒト胚利用の討議で先送りされた問題

スライド23～36

生殖細胞の作成・研究等をめぐる 倫理問題について

2008年4月16日

特定胚及びヒトES細胞等研究専門委員会

東京大学文学部

島 蘭 進

1【ヒト胚利用問題への異なる視座】

◇ES細胞、iPS細胞利用の倫理問題の枠組

◇ヒトの胚と胎児をめぐる生命倫理

◎始まりの段階の人のいのちの倫理問題

◎中絶の問題——1960年代より難しい政治問題に。

☆受精の瞬間から十全な人としての生命が始まる (カトリック教会など)

☆pro-life (生命尊重派) と pro-choice (選択権尊重派) の対立。

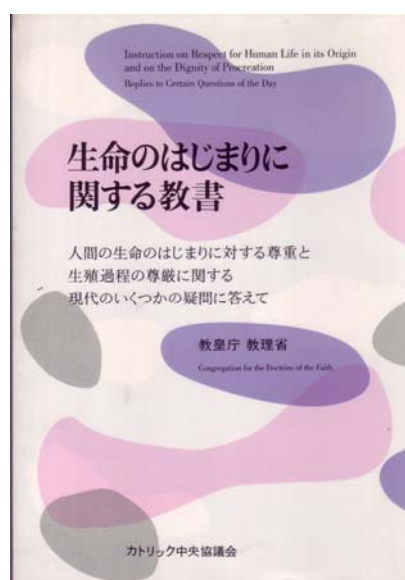
◇中絶反対見解の根底をなす教義的論理：
「靈魂付与」(ensoulment)——キリスト教神学体系の確立期、すなわち13世紀に基礎づけられた。

☆第二ヴァチカン公会議(1962-5)→
教皇パウロ六世の回勅『フマーネ・ヴィテ
(Humanae Vitae)——適正な産児の調整に
ついて』(1968)

☆1869年の教皇ピウス九世の教令に遡る。
これは、19世紀の発生学の発展を踏まえた
もの。



1995年(日本語版、96年)



1987年(日本語版、87年)